

流山市農業委員会
令和3年第3回
総会議事録

令和3年3月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第3回総会議事録

1 期 日 令和3年3月10日(水)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 6番 中嶋 清
7番 小菅 康男

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局次長補佐 真通 俊人

9 会議目次

(1) 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について	1
(2) 議案第13号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	4
(3) 議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	5
(4) 報告第9号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	7
(5) 報告第10号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について	8
(6) 報告第11号 転用許可に伴う工事完了の報告について	9
(7) 報告第12号 専決処理の報告について	9

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

6番 中嶋委員、7番 小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第14号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの3議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第9号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第12号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

ご説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第12号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年3月10日 提出

今月の申請は更新が7件です

はじめに、議案の1番から3番の権利者は、同一のため一括して説明いたします。
権利者は流山市平方にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方にあります田4筆と中野久木にあります田4筆 合計面積
7, 221平方メートルと中野久木にあります畑1筆 819平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページから3ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の4番と5番の権利者は、同一のため一括して説明いたします。

権利者は流山市平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方にあります田2筆 合計面積は1, 974平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の6番の権利者は、流山市駒木台にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、南にあります田8筆 3, 606. 91平方メートル及び畑8筆
3, 893. 61平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の7番の権利者は、流山市前ヶ崎にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、前ヶ崎にあります田1筆 面積は991平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が7件です。

はじめに、1番から3番は権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件については、1番は相手を変更して、2番と3番は同じ相手に、引き続き6年間の
利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は50歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は
300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済み、耕起済みの状態でした。

次に、4番と5番は権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は68歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、6番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は61歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は365日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起、作付け済みの状態でした。

次に、7番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は42歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 はい、ありがとうございました。

なお、本案の4番から5番までについては、小菅委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時6分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の4番から5番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の4番から5番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の4番から5番までについては、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時7分 小菅委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番から3番までと6番と7番に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の1番から3番までと6番と7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の1番から3番までと6番と7番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第13号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第13号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和3年3月10日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市上新宿にお住まいの方です。

申請がありました土地は、上新宿の畑2筆 合計面積は1,070平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、7ページと8ページにございますのでご参照ください。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第13号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅

の北西約800メートルに位置している土地であります。

申請者が昭和38年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から、配置図のように、宅地及び庭先の一部として使用しているとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております「平成10年11月に撮影された航空写真」が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本案の土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第13号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第14号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第14号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和3年3月10日提出

今月の願出は5件です。

はじめに、議案の1番の申請者は、流山市駒木にお住いの方であります。

申請がありました土地は、駒木にあります畑1筆 面積3,728平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、その方の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の2番の申請者は、流山市長崎にお住いの方であります。

申請がありました土地は、野々下三丁目にあります畑4筆 合計面積3, 939. 05平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫である方で、その方の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の3番から5番は同一世帯で関係があるため一括して説明いたします。

申請者は、流山市思井にお住いの方であります。

申請がありました土地は、思井にあります畑3筆及び芝崎にあります田2筆 合計面積3, 704平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、その方の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、11ページと12ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第14号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、5件です。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番の申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の北約400メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。従事日数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の1月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南西約500メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫です。

従事日数は、元気な頃は年間250日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の2月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、一部休耕の状態でした。

なお、この方については、他にも生産緑地を所有していたため、今後、同じ方の故障や死亡を理由として、主たる従事者の証明はできない旨を申し伝えました。

次に、3番から5番は申請者が同一世帯で関係があるため、一括してご説明いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の南西約500メートル圏内の土地と、同駅南東 約800メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人であり、母です。

従事日数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の1月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が病気になったことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第9号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第9号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和3年3月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、おおたかの森南の畑2筆、合計面積2,361平方メートルで、本年1月総会の議案第6号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、13ページにございますので、ご参照ください。

今後、買取り申出から3か月後のそれぞれ、令和3年4月17日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第10号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第10号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和3年3月10日 報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第14号にあります「認定電気通信事業者が設置する施設」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため、提出されたものです。

今回は、今回は2件とも携帯電話の無線基地局の設置に係るものです。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の14ページから17ページにございます。

ご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆第9番(石井委員) 確認ですが、これは携帯基地局のアンテナですか。

◎事務局(染谷次長) 石井委員の仰るとおりです。

○水代会長 ○○社ですね。

他にご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 ないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第11号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第11号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和3年3月10日 報告

本件は、令和2年7月の総会で審議がなされ、令和2年7月15日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の18ページと19ページにございます。

本件につきましては、2月15日に岡田委員と中嶋委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 ないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第12号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第12号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月10日報告

はじめに、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、14件 23筆 合計面積7,026.41平方メ

ートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、11件 115筆 面積74, 627. 79平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が12件、水道用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計14件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が6件、マンションの区分所有が3件、その他の建物施設用地が2件 計11件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 ないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時31分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年3月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

中嶋尚

流山市農業委員会 委員

小菅康男